

平成29年度 第1回 千葉県特別支援教育研究推進会議 議事録（要旨）

- 1 日 時 平成29年7月13日（木） 13：30～16：30
- 2 場 所 千葉県教育会館本館304会議室
- 3 議 題 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画について
- 4 配付資料 資料1～9
- 5 出席者 委員10名（欠席1名）、事務局3名
- 6 傍聴者 無し

<議事>*****

○事務局

- ・特別支援教育推進基本計画は、千葉県総合計画と連携を図りつつ、千葉県教育振興基本計画に位置付けられた特別支援教育の推進に係る基本的かつ総合的な計画として策定している。県立特別支援学校整備計画は、この計画の中の整備の部分を取り出した具体計画である。両計画とも計画期間は平成29年度から33年度までの5年間とする予定である。
- ・第2次計画では、第1次計画の考え方を引き継ぎつつ、さらに障害のある子が主体的に生きていくという考えを進めて、「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」をテーマとした。目指す方向として、①障害のある子の自立や社会参加に向けてその能力や可能性を最大限に伸ばすこと、②障害のある子が地域社会の一員として積極的に活動し豊かに生きることができると、③障害のない子が障害者理解を深め、障害のある人と社会を作るための基礎を培う教育を目指すことをあげた。第2次計画では、障害のある子ばかりでなく障害のない子についても目指すところを示し、共生社会の形成に向けた特別支援教育の理念を明確にした。
- ・計画は、5つのテーマで構成されており、この中で特に新しいテーマとして挙げられているのが、②の「連続性のある『多様な学びの場』と支援の充実」である。特別支援教育を進めていく上で、障害のある子ども一人一人が特別支援学校や特別支援学級、「通級による指導」といった「多様な学びの場」において、必要な支援を受けることが出来るように、体制を整えていくことが極めて重要である。新たな基本計画では、小・中学校と特別支援学校の更なる連携を進め、障害のある子どもに対する相談、支援や障害の特性に応じた指導の一層の充実を図ることとしている。
- ・県内のどの地域においても、それぞれの障害に応じた専門的な教育が受けられるよう、特別支援学校の総合的な教育機能を充実するとともに、「通級による指導」の拡大を図り、「多様な学びの場」を確保出来るよう努めていく。

○委員

- ・52ページの「連続性のある多様な学びの場」、図10について説明してほしい。

○事務局

- ・就学に関しての法改正があり、学校間の転学が柔軟にできるようになった。病院に入院した場合も、以前は特別支援学校に転校しないと学べなかったが、病弱の特別支援学校から

「通級による指導」を受けることができるようになった。

- ・「通級による指導」には力を入れていて、今後とも全県的に広げていきたい。小・中学校で障害種別的に対応が難しいものは、特別支援学校から「通級による指導」を行っている。その子に応じた、必要な時にどこからでも支援できるようにしているということがこの図である。今後、地域や学校種を広げていきたい。

○委員

- ・特別支援学校と特別支援学級と二つあるが、これは二重籍にするということか。

○事務局

- ・千葉県では「二重籍に」ということは検討していない。交流及び共同学習を進めており、特別支援学校に在籍していても居住地の小・中学校等での交流を進めているところである。
- ・制度が変わって、ここの学校、この学級に入ったからずっとその学校で学ぶというわけではない。その都度、子どもの支援の状況等を把握しており、県の教育支援委員会においても、入学後のフォローアップということで、例えば、小・中学校から特別支援学校に転学した子、特別支援学校から小・中学校へ転学した子について、今どういう状況なのか検討をしている。

○委員

- ・実際に、特別支援学校から特別支援学級に転校した人はいるのか。

○事務局

- ・いる。特別支援学校に就学した子が、その後のフォローアップで、小・中学校で学んだ方がよいのではないかとということで、転校するケースはいくつかある。

○委員

- ・共生社会という中で、「連続性のある『多様な学びの場』」の部分の、「通級による指導」が非常に大事である。学校では、通級指導の専門的スタッフを配置しての通常の学級での生活というところに対して壁がある。

○委員

- ・「連続性のある『多様な学びの場』」は、保護者の方は期待していると思う。一度決まったらずっとそこで学ぶということではなく、いろいろな成長を見込んだ状況があり、いろいろな可能性があるということがとても大事である。

○委員

- ・特別支援学級の方がその子のためになるのではないかとこの子の場合でも、特別支援学校を希望する保護者の方が多い。「連続性のある『多様な学びの場』」の考え方と、保護者の思いとはなかなか一致していない。もっと特別支援学級の充実が必要なのではないか。

○委員

- ・この図の、矢印の上の方は「必要がある時に」、下の方は「可能になり次第」と書いてある。一定の方向性をあらかじめ想定したような図になっているので、保護者の方に伝える、そういう柔軟性というのとは、また違う感じがする。
- ・50ページの、主な取組2の「適切な就学の相談支援の充実」のところに目標値の設定があり、公立幼稚園等の「個別の教育支援計画」が88%と、個別の指導計画が97%と設

定されているが、何か根拠があるのか。

○事務局

- ・過去数年間の伸び率を踏まえた上で出している。最終的に目指すのは100%である。

○委員

- ・66ページの、重点の取組7―①、「特別支援学校のみならず、高等学校においても、引き続き、修学旅行、宿泊学習、校外学習等において医療的ケアを必要とする生徒の安全確保のため、医師、看護師、特別支援教育支援員の同行体制を目指します。」とあるが、小・中学校を飛ばして、いきなり「高等学校においても、」と何故こうなっているのか。

○事務局

- ・特別支援学校や高等学校の医療的ケアの必要な児童生徒に対して、修学旅行や宿泊学習で医師、看護師が必要な場合は、予算措置をして、医師や看護師が同行し安全に宿泊学習に行けるようにする事業を行っている。市町村立学校の医療的ケアの必要な子については、それぞれの市町村で行っているので、小・中学校についてはこの計画には書いていない。

○委員

- ・理想的には医療的ケアの必要な子が高校教育を受けるという状況が実現していくことが共生社会の目指すべき姿だと思うが、現状を考えると、病弱特別支援学校があって、そこがセーフネットになっているということを知らせていくことが大切である。

○委員

- ・医療的ケアの必要な子が、引き続き高等学校でも学習できる環境づくりを目指してほしい。

○事務局

- ・修学旅行等安全対策事業については、既に高等学校でも実施しているが、全ての高等学校でというわけではない。前年度に、看護師が同行することが必要な子が修学旅行に行くという連絡を受け、その連絡をもとに、次の年度に対応している。

○委員

- ・「充実を目指してます」と書いてあるので、現在、途上であることがわかるが、次の段階で、幼稚園、小・中学校及び高等学校等の医療的ケアが必要な幼児児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう医療的ケアネットワークを作っていく、というように「幼小中」を前に出してもよいのではないか。

○事務局

- ・千葉県は、全国に先駆けてネットワークをつないできた。聴覚障害では「うさぎネット」、視覚障害では「アイ eye ネット」があり、ネットワークづくりに力を入れている。今後もますますネットワークが大切だということで、計画にも盛り込んでいるところだが、病弱教育の中でも、特に医療的ケアを中心にネットワークづくりを進めていきたい。
- ・小・中学校でも医療的ケアが行われるようになり、看護師を雇って、子供たちをケアしている。県立の特別支援学校は、平成10年ぐらいから、医療的ケアガイドラインを作って、看護師を配置して行ってきた。それを、少しでも小・中学校の医療的ケアの子の体制づくりに生かせればと考えており、ネットワークづくりを進めていきたい。

○委員

- ・「連続性のある『多様な学びの場』」について、不登校の子はどこで学ぶのか。特別支援教育の重大な問題だと思うが、そこは今回、触れないのか。

○事務局

- ・今回の計画では、不登校の子への対応については触れていない。

○委員

- ・34ページのコラムの部分に、普通の公立の学校の特別支援学級担任の先生について、「特別支援学校教諭免許状を保有すること等の法令上の規定はありませんが」とあるが、普通の先生の免許だけで特別支援学級をやられている先生はけっこういるのか。何故特別支援学級担任になったのか、特別支援学級に希望されてなるのか、言われたからなるのか。

○事務局

- ・特別支援学級は小・中学校の中にある学級なので、基本的には小・中学校の免許状を持っている先生がなる。特別支援学校教諭免許状は持っていなくてもやれる。担任になってから、認定講習等で大学に通ったりしながら免許を取得していくというケースはある。
- ・特別支援教育の高まりによって、大学で特別支援教育を勉強し、特別支援学級や通級指導教室の中で専門性向上のために日々努力している教員もいる。
- ・今年の教員採用から、「特別支援教育枠による採用」になり、特別支援学校教諭免許を持っている人が特別支援学校で採用され、数年経験した後に、小・中学校の方にも行けるようになっただけで、より小・中学校の特別支援学級に特別支援学校教諭免許を保有している人が行きやすくなっている。

○委員

- ・希望して、小・中学校の特別支援学級の担任になっている教員はどれぐらいいるのか。

○事務局

- ・そのような調査はしていないので数字は出せないが、「自分からなりたい」という教員は少なからずいる。以前よりも、特別支援学級の担任をやりたいと言う人は多くなってきていると感じる。

○委員

- ・特別支援学校教諭免許を持っている方がよいが、市町村教育委員会や教育事務所が主催するなど、特別支援教育の研修会は多々ある。日常の指導に生かせるように、数年にわたる認定講習、自費参加での研修等、1年間の中で、特別支援教育の研修が多くなっている。

○委員

- ・特別支援学級担任も通常の学級担任も校内人事なので、校長の権限になる。誰が担任になるかは、校長の特別支援教育に対する意識によって違う。特別支援が大切だと思う校長は、指導力のある教員を担任にしている。

○委員

- ・こうした特別支援教育に関する計画も、すごく進歩している。特に、特別支援学校の子どものための教育計画だったのが、知的にそれほど問題のない子や、病弱の子とかも書かれてきている。

- ・32ページの卒業後の進路のことで、半分の方が福祉サービス、40%が就職している。就労であるとかそういうことについて、進歩してきたというようなことが書いてあるが、親も最初から特別支援学校がよいと思うような子たちについて、どうするかということについての記載が非常に少ない。
- ・放課後等デイサービスなど、民間のサービスのものは在学中からいろいろある。そこは特別支援教育から切り離せない。特に障害の重い子たちは、そうした福祉サービスを行うところとの連携は必要である。民間との連携をどこまで書き込めるかということになるが、少なくともそうした機関等と協力しているということは、かつては書いてあったが、それが逆に減っている気がする。一人では生きていけないぐらいの人に対しての支援を在学中から地域全体でやっていく、ということを書き込んでいくことが必要なのではないか。

○委員

- ・いろいろな情報を聞き、何かあったら相談にのるということはやろうと思っている。どこにでも入れる事業っていうといい部分もあるけれど、少し薄められている感じもする。マンツーマンでやれると言う体制が理想である。

○委員

- ・いろいろできているが、制度を利用する方にしっかりと届いていない感じがする。

○委員

- ・基本的な考え方を更に進めて、障害のない子に対してもこういう考え方をしていくんだということをしつかりと打ち出している。
- ・通常の小・中学校の「通級による指導」の中で、肢体不自由、聴覚障害、視覚障害、病弱など専門的な指導がほしいところは特別支援学校が担っていくというのは、千葉県の特徴である。

○委員

- ・個別の教育支援計画についてだが、昨年度まで診断されていない子も含め発達障害の可能性のある子について、作成が望ましいと考え、作成してきた。障害者差別解消法が施行され、「本人・保護者との合意形成、合理的配慮の提供を書き込んで印をもらうように」という指導があったが、大幅に作成率が下がるのではないか。
- ・特別支援アドバイザーの派遣については、これまで派遣回数を重視してきたが、今年度大幅に派遣の方針が転換されたので、「1校あたりの時間をかけて、より細かく学校を見ていくような方針が変わっていています。」というようなことが書いてあるとよい。

○事務局

- ・個別の教育支援計画については、作成率が下がらないように、県の作成物の中で、高校等向けの書式を示し、丁寧に説明、周知し、作成率を上げていきたい。また、新しい学習指導要領では、特別支援学級、「通級による指導」を受けている児童生徒については、作成が義務付けられたので、この点を踏まえて説明していく。
- ・特別支援アドバイザーは県で20名雇用し、派遣してきた。多くの学校の要請を受けて派遣しているが、20名しかいないので1校に行ける日数は大変減っている。本来、アドバイザーの業務は、実際に学校に入って、その学校の持っている教育資源、ツールを活用し

てどうしたらよい支援ができるのかということのを助言援助することである。それを1日で見極めて、子どもの様子を見て応えてくるというのは難しい。長い期間入って、その学校に応じた支援を提供していく、助言していくということを改めて打ち出した。

○委員

- ・学校の実態と、県としてこうやっていきたいという格差があることを自ら反省しながら、また、どうギャップを埋めるか考えた。未来の心豊かな千葉県民を育成していく中で、弱者に対しての思いやりの気持ちを持てる子を育成していかなければいけない。それについて共生社会と言うのは有効だし、意義があるが、日々学校の中で実践していくには、人、モノなど、財政的な支援が必要なのではないか。
- ・市町村によって、特別支援教育にかける財政的な差が大きい。財源豊かなところ、財政は厳しいけれども特別支援教育を重視して予算を出しているところもあれば、実践できない財政難のところもある。かつてはベテラン教員が、指導力とか熱い思いで克服できる力が学校にあったが、ベテランの先生方が大量退職し、非常に難しい時代になっている。

○委員

- ・全体的にととてもよく書かれていて、県の特別支援教育の指針となっている。高校のことがかなり触れられていて、これからは高校において特別支援教育をどう進めていくかが大きな鍵を握っていると感じた。
- ・83ページの異校種間の計画的人事交流の推進 重点取組3-①、「小・中学校及び高等学校等の管理職や教員に特別支援学校の経験者を増やす。」とはっきり書き込んである。交流が盛んになることは、高校における特別支援教育に対する理解度という浸透率の推進の根拠となる。
- ・28ページのコラム7、59ページの主な取組の「5 ICTを活用した教育の推進」について。病弱特別支援学校を中心にしてICTを活用した研究が進められていて、在学中に病気で入院した子に対してICTを活用した支援が行われ、救われている子が多くいる。更にこの計画に書き込まれることによって推進される。小・中、高等学校、地域のいろいろな関係機関に広報し、広く普及してほしい。

○事務局

- ・どうしても特別支援学校ベースになっていると思いつつ、これからの特別支援学校がどういう役割を果たしていくかについては、きちんと方向性として出さなければいけない。その一つとして大きく掲げたのが、70、71ページの「総合的な機能を有する特別支援学校」のところである。特別支援学校のセンター的機能についてはかなり定着しているが、初めて教育に携わる方たちに説明するときに、特別支援学校は、その学校に在籍している子の教育だけでなく、地域の学校に出て行って地域を支援しているということを伝えると、そんな学校があるのかと驚かれる。特別支援学校の持っている二つの役割を伝えていく必要がある。その一つの表れとして、総合的な機能を有する特別支援学校ということで展開していきたい。

○委員

- ・①早期からの教育相談・支援、公立及び民間機関との連携、ネットワークづくりとか、保護者・本人の目線から見て、推進基本計画をさらによくするためにはどうしたらよいか、②通常の教育の目線から見てよりよいものにするにはどうしたらよいか。この二つの観点で話をしていきたい。

○委員

- ・相談支援ということに関して言えば、その生徒が将来どうするのかを考えている。福祉サービスとか就労支援とかいくつかの取組があるが、移行支援もどれだけ移行できたか数値目標を設定する必要がある。
- ・ある程度能力のある方に対して、社会に合わせるようにして教育をして就労させていくということはできていると思う。自閉症や行動障害の人たち、そういう方こそ特別支援教育の対象だし、福祉の対象だと思う。そういうところをつないでいく部分は、学校という構造化された中でうまくやっている。より社会の中でもできるようなアドバイスをしていくことによって、学校でうまくいっていることを次につなげていける。次のところへ行く支援、次の施設へ行く人、特に行動障害のある子に対しても力を入れていく。特別支援学校にいる障害の重い人、行動障害の強い人に対する点も書き込んでほしい。

○委員

- ・高1で実習の体験をするときは、どういうことができたか、ほめてくれる。高3になると、雇ってもらえるかという判断というになると、「うちでは難しい。」という返事をいただく。障害の重い子に対しての支援がもっとあったらよい。

○委員

- ・NPO法人、公民館、そういったところでそれなりの取組を行っている。ささやかな前進だと思う。ジョブコーチとかよほど専門的に、持っている能力とない能力を組み合わせ、職業に結びつけるための組み合わせができる人材を育成しなければならない。
- ・一般の就労にどこまでという目標値はあるが、中身の部分が難しい。社会参加の部分プラス就労につなげる部分が、地域社会でも認知されていくといい。社会がよくなれば外に出て行ける。学校教育だけでない連携が進めばよい。

○委員

- ・就労率の話となると、一般企業にどれだけ就職したかという話はすごいとなるが、一方でその人らしい方法での社会参加があることを忘れてはいけない。その視点は常に持つていなければならない。障害の重さを軽くして社会に出すということではない。その子のまま社会へ出ていけるといふ視点は貫かれているべきだと思う。

○委員

- ・普通のクラスに障害のある人がいる、若しくは障害のある人と触れ合う意義、そこをうまくクラスの中でやっていくというのは、まず大人が見本を示していかなければいけない。理解を深めて、対応できる限り外に力を発揮させて、その場でできる方法を知るといふ勉強の部分と、うまくいかないんだけど一緒にやるんだという信念を育てていく。
- ・もっと活用してもらえる施設も多々あるのではないかな。

○委員

- ・教科の学習はある程度できるが、感情面でトラブルになってしまう子は多い。しかし周りの子たちは、そうした子が同級生にいたんだという認識を持っている。うまく学級経営、学年の教育が行われていけば、やがてその子たちも大人になるわけだから、大人の世界の中でも、かつての時代とは変わってきた共生社会になってくるかと思う。

○委員

- ・小学校では総合的な学習の時間の中で、障害者体験のようなものを3年生頃から始める。見た目に分かる障害、車椅子とか目の不自由な方とか、子どもたちにとってわかりやすい。支援しやすいところが、スタートになっていて、自閉症とか聴覚障害とかなかなか目に見えない部分については、小学生には分かりにくい。最終的に、障害のある人に対するというよりも、障害のあるなしに関係なく、隣にいる人を大切にできるかというような、人権といった部分に持っていきたい。

○委員

- ・校長先生の理解が大きい。校長が特別支援教育に理解がある方だと、その学校全体の先生方の考え方が相当違ってくる。

○委員

- ・中学校の特別支援学級に在籍する子が高校進学を考えると、特別支援学校を受検する子もいれば、高校に入ってくる子もいる。その時に、中学校だけの指導ではなく、高校や特別支援学校も入った進学に関しての教育相談の仕組みがあるとよい。中学校で特別支援学級にいた子が、入ってきたときは問題なかったが、途中でついていけなくなり、いろいろな手立てをしても学校に来なくなってしまったケースがある。長い目で見て、その子にとって一番よい学びの場はどこなのか。教育相談会など、つないでいくための仕組みがあるとよい。
- ・来年度高校の通級の仕組みが入ってくるが、小・中学校の保護者は希望を持っていると思う。そのときのギャップがないようにしなければいけない。

○委員

- ・小学校の特別支援学級にいた子が、特別支援学校に行きたいとなった時に、手続きを早くして、特別支援学校に就学できないのか。

○事務局

- ・就学に関してミスマッチがあった時に、こっちがダメだったらこっちがいい等と簡単に決められるものではない。駄目だった原因を把握する必要がある。特別支援学級ではなく特別支援学校を希望する場合は、体験をしながら、市町村教育委員会も入って、その子にとって一番良い学びの場はどこかという話し合いをしている。その結果、特別支援学校が適しているということであれば特別支援学校への転学は行っている。

○委員

- ・別の県とか場所から引っ越してきて特別支援学校へ転校という形だと特別支援学校にすぐに入れるのに、特別支援学級から特別支援学校に行かせてほしい時には駄目だというケースを聞いたがどうか。

○事務局

- ・他県等から来た場合は、前はどうかと把握した上で、特別支援学校へというケースはある。就学については市町村が判断する。専門家の意見とか、本人、保護者の意見を踏まえながら、その子にとって学びの場としてどうなのか、という協議をして就学先を考えている。

○委員

- ・第一の柱、教育と福祉との連携が大切。学校教育だけではできない。いろいろな関係機関、関連する職業の領域、福祉の領域、民間との接続も視野に入れる。そういうところとの連携をよくして、本人がより良い生活を送れるように、接続面も十分意識していくことも大事である。
- ・通常の学校での理解、それは特別支援学校教諭の免許資格を持っているとか、ということだけではない。学校全体、地域の社会全体の話である。地域社会全体が、学校の中の子供たち、先生方が特別支援教育について理解をきちんとしていけるように、全体的な特別支援教育の理解の底上げ、学校、地域を基盤として、特別支援教育に理解のある管理職の先生を作っていくことが大切。いろいろな段階での相談支援体制の充実、ミスマッチが起きそうだったら、それを調整してより適するところへつなげる機能が大事。
- ・「推進基本計画」は理想として高いところを書いてある。通常の教育の方から、敷居が高くてなかなかできないと思わせるのではなくて、そっちの方向へ向かっていこうという計画になっているとよい。

○委員

- ・56ページ 取組2-⑥ 新学習指導要領の方向性として、通常の学級で作成する指導案の中に、障害のある子の学習の困難さに対する指導の工夫、意図、手立てを明記することを推進していくことが書かれている。地域によっては今も、配慮を要する子に対する通常の学級の指導案の中に手立てを書き込んである地域もあるが、全部ではないので、千葉県でも推進していくことが書かれている。特別支援学校や特別支援学級の先生だけでなく、通常の学級の先生方も指導案の中に手立て等を明記することが書かれた。これをアピールして推進していくことが大事。

○事務局

- ・この計画の中でも最近のことを入れている。その一つが新学習指導要領の対応、もう一つは手話言語条例が入り、それに対する研修など、新規の取組も入っている。

○委員

- ・通常の学級でもユニバーサルデザインの視点の授業をやっていくというところは増えている。障害のある子だけでなく障害のない子にも分かる。実際に学力が向上しているという例も聞いている。

○委員

- ・発達障害の子が通常の学級にいるというのが今の実態。今の教科を教える若手の指導力アップ、分かる授業、分かりやすい授業のための手法配信が大切である。

○委員

- ・通常の学級の先生方にとって大切な部分は学力向上である。特別支援教育が学力向上にいかに関与するか。学力向上のためには特別支援教育が大事だということを載せてほしい。

○委員

- ・高校では、生徒の問題行動で、今は、タバコとかの指導が減っている。それよりも、不可解な行動というか、急に怒ってしまって友だちに怪我をさせたりする子の指導が多い。普段から問題行動があるわけではなく、本当に「何故」と思う。生徒指導に特別支援教育の観点、発達障害の理解が加わると、生徒理解が深まる。生徒理解のための特別支援教育なんだという視点が加わると、特別支援教育が広がる。特別支援教育は、全てに有効な教育なんだということを理解してもらえないのではないか。

○委員

- ・発達障害に対する理解が大切。発達障害のことが、いろいろな部分に分散して書かれていて、わかりにくい。発達障害はこういうところとこういうところに書かれているというように、インデックスあるいは注釈等で、わかるようにレイアウトした方がよい。

○委員

- ・発達障害の特徴みたいなものを理解すると同時に、発達障害の人には社会の仕組みについて、ちゃんと分かるように知らせることが大事。分かりやすい授業ということもあるし、感覚的に言うと視覚的支援がよい。計画として入っていてありがたい。

○委員

- ・書きぶりやレイアウトが大切、良いところがより鮮明に伝わるように、とても良いものになるようにしてほしい。千葉県は特別支援教育が充実している県だと思う。この計画で、日本一の特別支援教育の充実した県になってほしい。